



一昨十一日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左

ノ政府提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上  
セル旨ノ通牒ヲ受領セリ

保険業法中改正法律案

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

日本興業銀行法中改正法律案可決報告書

同日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ  
氏名左ノ如シ

字品港域軍事取締法律案特別委員會

委員長 侯爵西郷 従徳君

副委員長 伯爵後藤 一藏君

副委員長 男爵井上 清純君

副委員長 伯爵溝口 直亮君

副委員長 伯爵井上 清純君

○副議長(公爵近衛文麿君) 是ヨリ本日

ノ會議ヲ開キマス、去ル十日片岡直温君  
病氣ニ付キ、通信事業特別會計法案特別委

員ヲ辭任シタキ旨ノ申出ガゴザイマシタ、  
之ヲ許スコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○副議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナイト  
認メマス、右補闕トシテ坂野鉄次郎君ヲ指  
名イタシマス

○副議長(公爵近衛文麿君) 次ニ請暇ノ件  
ニ付キ、御諮リテ致シマス、侯爵山階芳麿  
君病氣ニ付キ十一日間ノ請暇デゴザイマズ、  
之ヲ許スコトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○副議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナイト  
認メマス

○副議長(公爵近衛文麿君) 次ニ請暇ノ件  
ニ付キ、御諮リテ致シマス、侯爵山階芳麿  
君病氣ニ付キ十一日間ノ請暇デゴザイマズ、  
之ヲ許スコトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○副議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナイト  
認メマス、右補闕トシテ坂野鉄次郎君ヲ指  
名イタシマス

○副議長(公爵近衛文麿君) 次ニ請暇ノ件  
ニ付キ、御諮リテ致シマス、侯爵山階芳麿  
君病氣ニ付キ十一日間ノ請暇デゴザイマズ、  
之ヲ許スコトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○副議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナイト  
認メマス

○公爵一條實孝君 私ハ此際一つノ動議ヲ  
提出イタシタクト存ジマス、滿洲事變ノ勃  
發以來、關東軍將兵ノ忠烈果敢ナル行動ニ

對シテハ、國民ノ等シク感謝スル所デアリ  
マシテ、本院ニ於テモ再々院議ヲ以テ感謝

ノ意ヲ表明シタ次第デアリマスガ、今回熟

河方面ニ於ケル兵匪掃蕩ノ偉業ハ、能ク酷

塞ト險難ト冒シ、而モ神速ニシテ的確ナ

ル成功ヲ致シマシタコトハ、誠ニ同慶ニ堪

ヘナイ所デアリマス、其間我將兵ノ勞苦ハ

如何ニ絶大デアツカハ、誠ニ想像ニ餘リア

ルノデアリマシテ感謝ニ堪ヘナイ次第デア

リマス、故ニ此際議長ヨリ、關東軍司令官

ニ宛テ、深ク感謝ノ意ヲ表スルニ適當ノ言

葉ヲ以テ、電報ヲ發セラレルコトノ動議ヲ

提出イタシタクト存ジマス、何卒諸君ノ御

賛成ヲ望ミマス

○子爵村家治君 贊成

○副議長(公爵近衛文麿君) 只今一條公爵

ノ述ベラレマシタ動議ニ賛成ノ諸君ノ起立

ヲ求メマス

〔總員起立〕

○副議長(公爵近衛文麿君) 全會一致ト認

メマス、就キマシテハ議長ニ於キマシテ、  
直ニ其手續ヲ執ルコトニ致シマス

○副議長(公爵近衛文麿君) 是ヨリ日程ニ  
入りマス、日程第一、請願委員長報告

〔子爵清岡長言君演壇ニ登ル〕

○子爵清岡長言君 請願委員會ノ第二回報

告、即チ昭和八年二月十五日ヨリ昭和八年

三月十二日マデノ御報告ヲ致シマス、請願

委員會ハ二月十七日、二月二十四日及三月

十日ノ三回開會イタシマシタ、請願委員分

科會ハ第一分科會ハ二月二十一日、二月二十

一日、二月二十七日、三月六日ノ四回、第

二分科會ハ二月二十一日、三月四日ノ二

回、第三分科會ハ二月二十日、三月六日ノ

二回、第四分科會ハ二月二十一日、三月三  
日ノ二回、合計十回開會イタシマシタ、請

願文書表報告ハ第四回ヲ二月十五日ニ、第五

回ヲ二月二十二日、第六回ヲ三月一日ニ、合計三

回出シマシタ、請願書受領件數ハ百七十五

件、之ニ連署イタシテ居リマスル人名數ハ

八萬六千八百八十四名デアリマス、次ニ審

查ノ經過竝ニ結果ヲ御報告イタシマス、第

一回委員長報告ノ際 文書表ニ未掲載ノ件

數四十八件、第一回委員長報告後ニ受理イ

タシマシタル件數百七十五件デ、之ヲ合計

イタシマスルト二百二十三件ト相成リマ

ス、此中請願文書表ニ掲載イタシマシタル

件數、即チ文書表第四回、第五回、第六回、

第七回ヲ通ジマシテ百九十九件、外ニ第一

回委員長報告ノ際文書表ニ掲載シタルモノ

ノ中、審査未了ニ屬スルモノ八十一件、

之ヲ合計イタシマシテ二百八十件デゴザイ

マス、是ガ審議ノ結果院議ニ付スベシト議

決イタシタルモノ、即チ採擇イタシタルモ

ノガ百八件院議ニ付スルヲ要セズト議定シ

タルモノ、即チ不採擇ガ十六件、其請願ハ

四號、第百二十七號、第百三十一號、第百三

二十三號、第四十八號、第六十五號、第百五

六十九號、第八十三號、第九十六號、第百

十八號、第一百六十五號、第一百六十六號、第二

百號、以上ノ十六件デゴザイマス、而シテ

審査未了ニ屬スルモノ百五十六件、尙ホ請

願文書表ニ未ダ掲載ヘルニ至ラザルモノ二十一

四件デゴザイマス、以上ハ昭和八年三月十二  
日午後四時締切マデノ御報告デゴザイマス

〔田中館愛橘君演壇ニ登ル〕

○田中館愛橘君 請願委員ノ御調べニナリ

マシタ中デ、第一號ノ請願ニ付キマシテ委  
員長ニ御伺ヒ致シマス、第一號ハ計量士法

ノ設定ヲ請願シタモノデアリマス、是ハ慎

重御審議ノ上審査未了ト云フコトニ御決定

ノ無イト云フコトニ歸スルヤウニ拜見イタ

シマス、此外ニ我國ニ於ケル特殊ノ事情

ノアルコトハ餘リ御討議ニナラナカッタヤ

ウニ拜見イタシマス、之ヲ申上げマンテ

委員長ノ御意見ヲ伺ヒマス、度量衡法ハ

只今我國ニ於キマシテハ「メートル」法ヲ

實行イタス時期ニ當リマシテ、殊ニ注意ヲ

要スルコト存ジマス、之ニハ御評議ニモ

アリマシタ通り、近年測器即チ物ヲ計ル器

械ノ進歩ガ著シク發達イタシマシテ、ソレ

専門ノ知識ヲ備ヘタ者デナケレバ之ヲ

取調べルニ誤リヲ起シマス、

〔議長公爵德川家達君議長席ニ著ク〕

之ヲ標準器ト比較ヲ致シマスルニシテモ、

其比較ノ方法、取扱等ヲ能ク心得タ者デナ

ケレバハイケマセス、デ是等ヲ或程度迄ハ許

シテアルヤウデアリマス、併ナガラサウ云

フコトヲ扱フ者ノ資格ヲ検査ラシテ、法律

上之ヲ認定スルト云フコトハ、恰モ藥劑師

法、計理士法ノ厲行シテ居ルコトト同ジ程

度ノモノト考ヘマス、殊ニ計量器ノ精密ノ

度ニ付テ申シマスレバ、一方ニハ其不正ナ

ル用ヒ方ヲ防グト同時ニ、他方ニ於キマシ

テハ度量衡ノ正確ノ度ハ製造品ノ交換性ヲ  
セヌト云フト、交換性ガ不良デアル、即チ

車ト心棒、「ボールベヤリング」ト其臺ト云  
ヒヤウナモノガキチリト合ヒマセヌ、合  
ヒマセヌト云フト機械ノ效率ガ非常ニ下リ  
マス、徒ニ動力ヲ費スト云フコトニナ  
リ、又機械ノ生命ヲ縮メマシテ、經濟上ノ  
問題デアリマス、斯ウ云フ事情ニ顧ミマシ  
テ、ドウシテモ是ハ矢張リ適當ノ規定ヲ設  
ケテ之ヲ扱フ者ヲ取締ル、サウシテ規格統  
一、度量衡ノ整理ト云フコトヲ進メルコト  
ハ、最モ必要ト思ヒマス、自動車ニ乗ル者  
ノ如キハ、自分勝手ニ自動車ヲ買テソレ  
ヲ操縦シテ差支ノナイ國モアリマス、併シ  
我國ニ於テハ如何ナル人ト雖モ、自動車ニ  
乗ルニハ一定ノ検査ヲ經テ、許シヲ得ナケ  
レバ操縦出來マセヌ、是モ矢張リ機械知識  
ノ程度ニモ依リマス、國情ニモ依リマス、  
此計量士法ノ如キモ今日ノ國情ニ照シテ、  
設クルコトヲ適當ト考ヘルモノデアリマ  
ス、此點ニ付キマシテ委員長ノ御考ヲ伺ヒ  
マス

ス爲ニ、一時審査ヲ打切りマシテ、尙ホ能ラク調査考究スル、斯ウ云フコトニナッテ居ルノデアリマス、又必要ガゴザイミシタナルバ、審査ヲ續ケテモ宜シイノデアリマス、左様御承知ヲ願、テ置キタイノデアリマス

○田中館愛橘君 審査委員ノ御調査ニ對シ  
マシテハ敬意ヲ表シマス、何分専門的ノ問題デゴザイマスカラ、ドウカ政府ニ於テモ、委員方ニ於キマシテモ、尙ホ進ンデ御研究ノ上ニ、此法律ノ制定ニナルコトヲ希望イタシマシテ、之ヲ以テ質問ヲ終リマス

○議長(公爵徳川家達君)　日程第一、造幣局工場及其ノ附屬設備ノ新營費ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、日程第三、第四、第五、第六、第七マデ同一委員ニ付託セラレマシタカラ、御異議ガナケレバ委員長ノ報告ハ一括シテ煩ハシタイト考ヘマス、四條特別委員長ノ登壇ヲ望ミマス

造幣局工場及其ノ附屬設備ノ新營費ニ  
關スル法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和八年三月十日

昭和八年三月十日

大阪帝國大學工學部設置ニ付帝國大學  
特別會計及官立大學特別會計ノ關涉ニ

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

貴族院議長公爵徳川家達殿  
朝鮮事業公債法中改正法律案  
委員長男爵四條 隆英  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和八年三月十日

権太事業公債法中改正法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告矣也

昭和八年三月十日

貴族院議長公爵德川家達殿

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和八年三月十日

〔男爵四條隆英君演壇ニ登ル〕

度頃ヨリ財政立直シガ出來ルト云フ見込デ  
アルナラバ、ソレニ付テ相當ノ確信ヲ有タ  
レルモノト信ズルガ、過般米國大統領「ルー  
ズヴエルト」ガ就任ノ際ニ、今ヤ眞實ヲ  
ヤウニ言テ居ルノデアルガ、今ヤ我國モ非  
當時ニ直面シテ居ルカラ、此際卒直ニ意中  
ヲ披瀝セラレタイ、斯ウ云フ公債發行ハ將  
來ノ國民ニ負擔ヲ殘スコトニナルノデアル  
カラ、是ガ一國ノ運命ヲ賭シテ外敵ニ當ル  
場合ナラバ格別、今日ノ如キ經營歲出ヲ赤  
字公債ヲ以テ補填スルノハ、恰モ一家ノ主  
人ガ自己ノ必要ニ應ズルニ無闇ニ借金ヲシ  
テ、其債金ヲ子孫ニ負擔セシメル御計畫デアル  
ク、政治道德又ハ社會通念ニ反シハシナイイ  
カ、尙又昭和八年度ニ發行サレル公債ハ、一  
先づ日本銀行ニ引受ケシメル御計畫デアル  
コトモ屢々承テ居ルガ、若シ市場ニ於テ消  
化ガ出來ナイト云ヘバ、日本銀行ガ之ヲ抱  
へナケレバナラヌ、其結果通貨膨脹即チ所  
謂「インフレーション」ガ頭ヲ擡ゲテ來ル、  
「インフレーション」ノ結果ハ何レノ國ニ於  
テモ慘憺タルモノガアルノデアルガ、藏相  
ハ通貨ノ膨脹ハ已ムヲ得ザルモノト認メル  
ヤト云フヤウナ質問ニ對シマシテ、大藏大臣ハ斯様ニ答ヘラレテ居ルノデアリマス、  
公債ノ限度ト云フコトハ、今後公債ヲ發行  
スル爲ニ此以上發行セヌト云フコトヲ數字  
ヲ以テ答ヘヨト云フコトハ出來ナイ話デア  
ル、又將來ノ財政計畫ニ確信ガアレバ卒直大  
膽ニ答ヘヨトテ、米國大統領ガアレダケノ  
コトヲ言フテ居ルノニ、日本ノ政府ガ言ヘ  
ナイヤウニ御考ヘニナラテ居ルノハ大間違  
ヒデアル、豫算ノ演說ト云ヒ其他ノ質問ニ  
答ヘタ點ニ於テ、「ルーズヴエルト」ノ言ニ

タ以上ニ、私ハ日本ノ財政經濟上ノ狀態ハ  
安心ガ出來ナ、國ガドウナルカ分ラナイ  
ト云フコトヲ眞ニ憂ヘラレルナラバ、一體  
ドウ手ヲ著ケルカ、公債ノコトデモ、支出  
ガ多イカラ支出ヲ削レト云フ問題ナレバ、  
是ハ理窟ハ通ルガ、八年度豫算ノ歳出ハ尤  
モダ、斯ウ認メタ以上ハ一般歳入ニ依ルテ  
賄ヘナイ場合ハ増稅ニ依ルカ、公債ニ依ル  
カ、二者ノ外手段ハナインデアル、增稅論  
ニ對シテハ屢々答ヘテ居ルガ如ク、今日ハ  
マタ不景氣ニ惱シテ居ル、民衆ヲ安心サシ  
テ、各自其業務ニ精勵スルヤウニ仕向ケテ、  
經濟力ヲ涵養スベキ時デアル、マダ増稅ノ  
時期ニアラズト云フコトハ言ヒ盡シテ居ル、  
九年度ニハマダ見込ハ立タナイ、十年度ノ  
頃ニハ、或ハ増稅モ可能トナラウ、歳出減  
モ期待シ得ヤウ、勿論確定的デハナイガ、  
強ヒテ問ハレルカラ豫想ヲ述べ、且ツスク  
ナルコトヲ希望シテ居ルノデアル、今日ノ  
情勢ニ於テ具體的計畫ハ、恐ラク何人ト雖  
モ立ツマ、己レニ信念ナキコトハ言ヘル  
モノデナ、之ヲ強ヒテ言フト云フコトハ  
己レコトキ、人ヲ欺クコトニナルノデアル、  
又歲出ヲ公債財源ニ求メタ點ニ關シテ、  
一家ノ借財ニ例ヘテ小言ヲ言ハレタガ、  
政府モ無闇ニ金ヲ濫費シ、將來ノ國民ニ利  
益モ幸福モ與ヘズ、無駄ナ金ヲ使フ爲メ公  
債ヲ起スト云フコトニナレバ宜シクナイ、  
爲ニ其家ヲ繁昌サセルト云フ希望デ、借財  
ヲシテ金ヲ使フト同ジク、何モ政治道徳、  
又ハ社會通念ニ反スルモノデハナイ、國民

全體、現在ノモノガ困テ居ルノニモ拘ラズ、之ヲ打チヤッテ置イテ、國家產業ノ力ガ衰ヘルノト、之ヲ世話シテ產業ノ力ガ養ハレテ行クノト、何レガ宜シノデアルカ、ナラバ、使ヒ方ニ小言ヲ言ハネバナラヌト考ヘルノデアル、尙ホ又日本銀行ガ公債ヲ持フテ、政府ガソレニ代シテ兌換券ヲ取ッテ使フ爲ニ「インフレーション」ヲ誘起スル、「インフレーション」ハ何レノ國ニ於テモ苦シイ経験ヲ嘗メテ居ルト云フコトハ能ク聞ク話デアルガ、唯通貨バカリ殖ヤシテ、統制ノナイ通貨ヲ殖ヤシテ、ソレガ爲ニ通貨ノ價ガ物ニ對シテ非常ニ下ガル、苦イ経験ヲ嘗メタ、是ハ誰デモイヤガルノデアル、デアルカラ通貨統制ガ其處ニ必要ナルコトニ使デアル、方圖ナク通貨ヲ殖ヤスト云フ意味ハ一ツモナイ、故ニ政府ガ公債ヲ日本銀行ニ出シテ、其金ヲ政治上必要ナルコトニ使ト一概ニ思フノハ間違ヒデアル、必要ナ通貨ハ殖エル程宜シイ、商業ハ繁昌スル、唯投機思想ノ方ニ金ガ流レルト云フコトハ、纏テ經濟ヲ攪亂スルカラ是ハ宜シクナイ、故ニ統制スルノデアル、不必要ナ、害ノアルヤウナ通貨膨脹ハ來タサナイト考ヘラレルト答ヘラレテ居ルノデアリマス、又或一委員ヨリハ今日ハ赤字公債ト云フコトニ付テ色ミ議論ノアル時節デアリ、又非常時ノコトモ憚カラズ致スヤウナ傾向ガ、漸次濃厚ニナルヤウナ風ニ見エルノデアリマスケラ

昭和九年度豫算編成ニ際シテハ、大藏大臣  
ハ十分御注意ニナフテ居ルコトハ外觀デ想  
像モ致シテ居ルガ、一層此點ニ付テハ憎マ  
レ役ニナラレテ、政費ノ節約ニ注意セラレ  
タイト云フ希望的質問ニ對シテ、大藏大臣  
ハ財務當局トシテハ、國力相當ナ歲入ヲ以  
テ賄フコトヲ本旨トシ、入ルヲ計シテ出ヅ  
ルヲ制スルト云フ主義ヲ旨トシ、年來努力  
シテ居ルガ、之ヲ改メタルコトハ今日ノヤウナ  
組織デハ中ミ改メラレナイ、誠ニ殘念ナ話デ  
アル、心ハ常ニ其處ニ用フルケレドモ、大體  
根本のカラ改メラレヌト餘程ムカシイ話  
デアルガ、御希望ノ點ハ注意スル旨ヲ答ヘ  
ラレテアルノデアリマス、其他種々適切ナ  
ル質問應答等モゴザイマシタガ、煩ヲ避ケ  
レ爲ニ省略イタシマス、何卒速記錄ニ付テ  
御了承ヲ願ヒタトイマス、討議ニ入りリ  
マシテ豫算ノ既ニ通過シテ居ル今日、已ム  
ヲ得ザルモノトシテ一人ノ反對意見モナク  
全會一致ヲ以テ本案ヲ可決イタシマシタ次  
第部デゴザイマス、次ニ大阪帝國大學工學  
設置ニ付帝國大學特別會計及官立大學特別  
會計ノ關涉ニ關スル法律案ニ付キ御報告申上  
ゲマス、大阪ノ工業大學ハ昭和八年度以降大  
阪帝國大學ニ移シ、大阪帝國大學ノ中ニ工學  
部ヲ設置スルコトニ相成リシタ結果、昭和  
七年度末現在ノ官立大學資金中、大阪工業  
大學ノ用ニ供スルモノハ大阪帝國大學ノ資金  
トシテ整理シ、又官立大學特別會計豫算中、  
翌年度ニ繰越シヲ要スルモノデアツテ大阪  
工業大學ニ關係ノアルモノハ、之ヲ帝國大學  
特別會計ニ繰越シ使用シマスルト、帝國大  
學ノ特別會計、官立大學特別會計ノ關涉  
ニ關スル從來此種ノ類似ノ場合ニ規定セラ  
レタルガ如ク、殆ド明文的規定ヲ設ケタル

法案デアリマシテ、委員會ニ於キマシテハ  
審議ノ結果至當ナルモノト認メ、全會一致  
本案ヲ可決イタシマシタ次第ゴザイマ  
ス、次ハ朝鮮事業公債法中改正法律案ニ付  
キ御報告ヲ申上ゲマス、本案ハ現行朝鮮事  
業公債法ニ依リマスレバ、朝鮮ノ事業費ノ  
補助ニ要スル經費ヲ支辨スル爲ニハ、公債  
ヲ發行スルコトガ出來ナイコトニナフテ居  
リマスルガ、昭和八年度ニ於ケル朝鮮總督  
府特別會計ノ財源ノ現狀ニ照ラシ、公債財  
源ニ依ルノ外ナキ有様デアリマスルガ爲  
ニ、事業費補助ニ要スル經費ニ付キマシテ  
モ、公債ヲ發行シ得ル途ヲ開キタイト云フ  
ノガ提案ノ趣旨デゴザイマス、種々質疑應  
答ガアリマシタガ、或一員ヨリ土地改良助  
成費ノミヲ目標トシテ、金額僅ニ九十万圓  
足ラズノモノノ態ニ公債財源ニ求メルノ  
ハ、穩當ヲ闕クノ嫌ヒハナイカ、之ヲ中止  
シ能ハザル何等カノ事情アリヤト云フ質問  
ニ對シ、拓務大臣ハ產米增殖計畫ハ繼續事  
業デアッテ、之ヲ中止シ能ハザル事情ニアル  
ガ爲ニ、收入激減ノ今日普通財源ノミニ依  
ルコトガ出來マセヌ爲ニ、出來ルダケ最少  
限度ニ計畫ヲ縮メテ繼續スルコトトシ、普  
通財源ノ不足ノ部分、即チ約九十萬圓ヲ公  
債ニ依テ賄ハムトスルモノデアリマスル  
レテ居ルノデアリマス、右様ノ言明ヲ得マ  
シテ委員會ハ審議ノ結果、全會一致本案ヲ  
可決イタシタ次第ゴザイマス、次ハ樺太  
事業公債法中改正法律案ニ付テ御報告申上  
ゲマス、本案、昭和八年度以降ニ於テ樺太  
ニ於ケル電信、電話ノ擴張及改良、道路ノ  
開闢改良、國有林事業經營等ノ繼續 業ニ

付テ、合計八百七十五萬圓ノ經費ヲ要スル  
計畫トナシテ居リマヌルケレドモ、其財源ハ  
公債ニ依ル外ナキ状況デアリマス、而シテ  
樺太事業公債法ノ起債限度ハ三千三百五十  
萬圓デアリマシテ、昭和七年度ノ末ニ尙亦  
六十九萬餘圓ノ起債餘力ガアリマスルガ故  
ニ、之ヲ差引キタル八百十萬圓ヲ額シ、  
發行限度ヲ四千百六十萬圓ニ改メタイト云  
フ案デアリマス、是亦樺太廳特別會計ノ歲  
計ノ現狀ヨリ見マシテ、已ムヲ得ナイモノ  
ト認メ、全會一致本案ヲ可決イタシタ次第  
デゴザイマス、次ハ貨幣法中改正法律案ニ  
付キ御報告申上ゲマス、本案ハ從來十錢ト  
五錢ノ補助貨幣ハ白銅貨デアッタノデアリ  
マスガ、其性能上カラ申シマシテモ亦僞造  
ヲ困難ナラシムル點カラ見マシテモ、純ニッ  
ケル「貨幣ハ白銅貨ニ優ル特長ガアリマス  
ル爲ニ、近年各國ニ於テ純「ニッケル」貨幣  
ヲ採用スルノ傾向ガ非常ニ増加シテ居リマ  
ス、而シテ我國ノ技術モ亦大イニ進ミマシ  
テ、今日ニ於テ「ニッケル」貨幣ヲ鑄造スル  
ノ自信ヲ得ラレマシタガ爲ニ、從來ノ白銅  
貨ニ代ヘルニ「ニッケル」貨幣ヲ以テスル爲  
ニ貨幣法ヲ改メ、此改正ノ機會ニ於テ同時  
ニ量目ノ表示ヲ、度量衡法中ノ單位タル  
「メートル」法ニ改メムトスルモノデアリマ  
ス、委員會ニ於キマシテハ幾多質疑ヲ重  
ネ、速記ヲ止メ慎重審議ヲ加ヘ、時宜ニ適  
セル改正案ナリト認メ、全會一致ヲ以テ本  
案ヲ可決イタシタ次第デゴザイマス、以上  
各案ニ付キマシテ委員會ノ審議ノ顧末ノ概  
要ヲ御報告申上ゲマス

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認  
メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第一ヨリ第  
七マデノ諸案ヲ第二讀會ニ移スコトニ御異  
議ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認  
メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ各案ノ第二讀會  
ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵清岡長言君 贊成

○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵ノ動  
議ニ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認  
メマス

○議長(公爵徳川家達君) 各案全部ヲ問題  
ニ供シマス、原案ニ御異存ゴザイマセヌカ  
「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認  
メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ各案ノ第三讀會  
ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵清岡長言君 贊成

○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵ノ動  
議ニ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認  
メマス

○議長(公爵徳川家達君) 各案トモ第二讀  
會ノ決議通りテ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君)　日程第八、第九  
ハ同一委員ニ付託セラレマシタカラ、一括  
シテ委員長ノ報告ヲ煩ハシマス、委員長闕  
席デゴザイマスカラ副委員長深尾男爵ノ登  
壇ヲ望ミマス

〔男爵深尾隆太郎君演壇ニ登ル〕

船舶安全法案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和八年三月九日

委員長　伯爵川村鐵太郎

貴族院議長公爵徳川家達殿

船舶職員法中改正法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和八年三月九日

委員長　伯爵川村鐵太郎

貴族院議長公爵徳川家達殿

○男爵深尾隆太郎君　只今上程ニナリマシ  
タ船舶安全法案外一件ノ委員會ニ於ケル經  
過竝ニ結果ヲ御報告ヲ申上ゲマス、船舶安  
全法案ハ御承知ノ通り、昭和四年倫敦ニ於  
テ開催イタサレマシタ海上ニ於ケル人命ノ  
安全ノ爲ノ國際條約ニ基キマシテ、其後昭  
和六年ニ本邦ニ於キマシテ、各關係官廳當  
業者等カラ委員ヲ選定サレマシテ、船舶安  
全法協議會ト云フモノガ開カレマシタ、ソ  
レノ決議ヲ骨子トシテ立案サレタモノデア  
リマス、サウ致シマシテ在來ノ船舶ノ検査  
法、船舶滿載吃水線法、船舶無線電信施設  
法、海上衝突豫防法等ヲ包括シテ居ル案デア

催サレマシテ、各般ノ質疑應答ガアリマシタ、其重モナルモノヲ申上ゲマス、最モ論議ノ焦點ニナリマシタノハ第十三條デアリマス、是ハ乗組員十人以上ガ命令ノ定ム所ニ依リ、當該船舶ノ堪航性又ハ居住設備、衛生設備其ノ他ノ人命ノ安全ニ關スル設備ニ付重大ナル缺陷アル旨ヲ申立テタル場合ニ於チハ、管海官廳ハ其ノ事實ヲ調査シ、必要アリト認メル場合ハ、船舶ノ航行停止其他ノ處分ヲ爲スコトガ出來ルト云フ條項ニアリマス、此條項ニ對シマシテ、質疑應答ノアリマシタ點ヲ綜合シテ申上ゲマスト、此ノ條項ハ隨分問題ノアル條項デアルガ、船長ハ部下ノ身命ヲ保護シナイト云フコトハ考ヘラレナイ、又部下ガ船長ヲ信賴セヌト云フコトハアリ得ナイト思フカラ、寧ロ此條項ハ省イタラ宜イデハナイカ、此條項ヲ存置シテ置ク必要ハナイデハナイカラ、安フ質問ニ對シマシテ、當局ノ御回答ハ、左様アルベキ筈デアルガ、稀ニハ船長ガ無理ト思フヤウナ場合モナイデハナイカラ、安全ヲ期スル……萬全ヲ期スル爲ト、又一ツハ勞働問題ノ重視セラレル今日デアルカラ、各國ノ立法例ヲモ參酌シテ此程度ノ規定ヲ設ケテ、船員ガ適法ニ申出デル途ヲ開イテ置クコトガ、却テ埒ヲ逸スルヤウナ行動ヲ止メル途デモアルト思フ、併ナガラ是ガ悪用濫用セラルル如キ場合ガアッテハ、海運ノ發展ヲ阻害スルコトデアルカラ、此運用ニ當ツテ八十ニ注テ爲シ、又命令ニ於テ定ムル條項モ此點ヲ十分ニ注意スル積リデアル、斯ウ云フ答ヘデアリマシタ、又命令デ定メラル點ハドウ云フヤウナ點デアルカト云フ質問ニ對シマシテ、

ノ申立ヲスルコトハ船長ヲ經由セシメテ、  
ソレニ船長ガ意見ヲ附シテ申達ヲスルコ  
ト、ソレカラ緊急已ムヲ得ナイモノノ外  
ハ、船舶ノ出帆ノ直前ニハ申立ヲ取立テ又  
コト、ソレカラ申立ニ依テ臨檢ヲスルノ  
ハ、只今ノ所デハ本法施行地内ノ管海官廳  
所在地ニ限ルト云フヤウナ點ガ、重要ナル  
點デアルト思テ居ルト云フ答ヘデアリマ  
シタ、又居住設備、衛生設備ト云フコト  
ハ、隨分文句ヲ言フ餘地ガアルデハナイカ  
ト云フ問ニ對シマシテ、是ハ法令ヲ以テ規  
格ナリ標準ナリヲ明カニスル積リデアルカ  
ラ、本法ニ依テ不服申立ヲ認メル事項モ、  
此規定ニ依テ何等カノ規格ナリ標準ヲ定  
メラレタモノニ限ル考ヘデアルト云フ答ヘ  
デアリマシタ、次ニ問題ニナリマシタノハ  
第二條デアリマス、第二條ニハ廣汎ナル施  
設事項ガ命令ニ依テ定メラレルコトニナ  
テ居ルノデアリマス、是ハ若シ過重ナ施設  
ヲ定メラレテハ、結局海運發展ヲ阻止スル  
コトニナルト云フ虞レガアルノデ、其見地カ  
ラ色ニノ質問ガアツタノデアリマス、之ニ對  
シマシテ當局ノ答ヘハ船型ノ大小、種類、航  
路區域等ヲ參酌シテ等差ヲ設ケテ其點ヲ斟  
酌スル、唯條約ノ結果ニ依テ、救命設備等  
ニ於テ新シク負擔ノ加ハルモノノアルノハ  
已ムヲ得ナイガ、大體ニ於テ現行法規ト同  
様ノ程度トスル積リデアルト云フ答ヘデア  
リマシタ、其他罰則、漁船、發動機船、船  
級協會ノ検査範圍、海運休止ノ監視、内地  
ト植民地トノ不統一、検査證書ノ有效期間  
ヲ省キマシテ速記録ニ讓ルコトト致シマ  
ス、次ノ議案ノ船舶職員法中改正法律案ハ、

他ノ小改正デ一二ノ質疑應答ガアリマシタ、討議ニ入リマシテ別ニ異論ハアリマセヌデ、問題トナリマシタル第二條ノ施設事項ハ、船舶及航路ニ依フテ適當ノ等差ヲ運用ニ當ツテ、悪用、濫用ヲ防グコトニ注意スルト云フ政府當局ノ言明ニ信頼イタシマシテ、全員一致可決ヲ致シマシタ次第デアリマス、次ノ船舶職員法中改正法律案モ同様、全員一致可決ヲ致シマシタ次第デアリマス、右御報告ヲ申上ゲマス

○議長(公爵徳川家達君) 諸君ニ於テ御異議ガナケレバ、只今深尾特別副委員長ガ報告セラレマシタ兩案トモ、一括議題トシ、採決イタシマス、兩案ヲ第二讀會ニ移ストニ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵清岡長言君 贊成

○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認ニ供シマス、兩案トモ原案ノ通リデ御異存ゴザイマセヌカ

○子爵西大路吉光君 直ニ兩案ノ第三讀會  
ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵清岡長言君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵ノ動  
議ニ御異存ゴザイマセヌカ

○「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイ  
ト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 兩案トモ第二讀  
會ノ決議通リテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認  
メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第十、日本  
興業銀行法中改正法律案、政府提出、衆議  
院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、四條  
男爵ノ登壇ヲ望ミマス

日本興業銀行法中改正法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和八年三月十一日

委員長 男爵四條 隆英

(男爵四條隆英君演壇ニ登ル)

貴族院議長公爵徳川家達殿

○男爵四條隆英君 只今上程セラレマシタ  
日本興業銀行法中改正法律案ノ委員會ニ於  
キマスル審査ノ經過竝ニ結果ヲ御報告申上  
ゲマス、本案ハ日本興業銀行中小ノ工業金  
融ノ機能ヲ一層發揮セシメ、中小工業金融  
ノ圓滑ヲ圖ラムトスル趣旨ヨリ、日本興業  
銀行法中一二ノ條項ニ改正ヲ加ヘムトスル  
モノデアリマス、現行法ニ於キマシテハ、  
工場財團ヲ抵當トスル貸付ハ、何等制限ヲ  
加ヘテ居リマセヌカラ、大工業ノ金融ニ付

キマシテハ何等ノ不便ハナイノデアリマスルガ、中小工業者ニ對スル貸出ノ場合ハ、大部分が小規模ノ工場設備ヲ擔保ニ供シマスルノデ、手續ノ煩瑣デアルコト、費用ヲ要シマスルコト、財團ノ設定ニ日時ヲ要シ急速ニ資金ノ需要ニ應ジ難イ等ノ不便ノ事由ガアリマスル爲ニ、之ヲ財團ニ組成スルコトガ困難デアリマス、是ガ爲ニ興業銀行デハ此程ノ金融ニ付キマシテハ、從來同銀行法第九條ノ二即チ「日本興業銀行ハ工場ニ屬スル敷地又ハ建物並市制施行地及勅令ヲ以テ指定スル市街地ニ存在スル宅地又ハ建物ヲ擔保トシテ當座貸又ハ定期貸ト爲ストヲ得但シ其ノ貸付金總高ハ拂込資本金額ノ三分ノ二ヲ超過スルコトヲ得ス」ト云フ規定ニ依リマシテ、所謂工場抵當貸ヲ致シテ居ルノデアリマス、然爾ニ年來打續キマシタ不況ニ依リマシテ、中小工業者ノ困難ハ益々加ハリ、是等ニ對スル金融ノ必要ハ愈々切實ヲ加フルニ至アリマスルガ、前申述べマシタ所ノ制限ガ存シマヘルガ爲ニ、最早其餘力ハ百九十萬圓足ラズニ過ギ又ノデアリマス、ソコデ大工業者ニ對スル財團抵當貸付ノ自由ナルガ如ク、中止工業者ニ對スル金融デアル工場抵當貸シモ、之ヲ無制限ニ融通シ得ルヤウニ致シタイト云フノガ、本案改正ノ骨子ニアリマス、質疑ニ際シマシテ、或一委員ヨリ、興業銀行モ隨分長イ間政府指導ノ下ニ貸付ヲ疑惑ヲ一掃シ能ハザル有様デアルノデアルガ、今此制限ガ撤廢サレテモ、政府ニ於テハ十分監督セラレルト云フ御話デアルガ、何等懸念ハナノデアルカト云フ問ニ對シマシテ、政府當局ハ、今回貸出ノ範圍ヲ擴

張スルノハ、中小工業金融デアルガ、此範圍ノ貸出シハ、從來成績ハ非常ニ宜シイノデアリマス、大正十二年震災後、政府ガ低

利資金ヲ融通シテ、興業銀行ヲ通シテ貸付ケテ參フタノデアリマスガ、回収成績ハ頗ル良好ナルガ爲ニ、一定ノ時期ガ参リマシテ

カラハ、興業銀行デハ自行資金ヲ以テ政府資金ニ肩替シテ、此種金融ハ急激ニ發展ヲ致シテ居ルノデアリマス、中小工業金融ノ成績ガ非席ニ良好デアルト云フコトハ、之ヲ見テモ分ルノデアリマス、若シ從前惡

イコトガアタトスレバ、世界大戰ノ時ニ貸付ケタル大キナ貸付ノ方面ニ困難ヲ感ジタコトガアリマシタノデ、中小工業金融ニ關シマシテハ、聊カノ懸念モ持テ居ラヌト云フコトヲ答ヘラレテ居ルノデアリマス、其他種々ナル質問應答ヲ重ネラレタノデアリマスルガ、委員會ニ於キマシテハ至當ノ改正案ナルコトヲ認メ、全會一致、本案ヲ可決イタシマシタ次第ゴザイマス、大體御報告ヲ申上ガマス

○議長(公爵德川家達君) 本案ヲ第二讀會ニ移スコトニ御異存ゴザイマセヌカ

メマス

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 第二讀會ノ決議通リデ御異存ゴザイマセヌカ

メマス

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 日程第十一ヨリ

第一 時金發兵ニ關シ恩給法中改正ノ件

東京市赤坂區溜池町帝國水產會會長

子爵野村益三呈出

東京市赤坂區溜池町帝國水產會會長

右ノ請願ハ一時金發兵及無償發兵ハ生活上ノ保障ナク窮境ニ陥レルモノアルハ國民士氣振興上遺憾ナルニ依リ速ニ恩給法ヲ改正シ以テ優遇安定ノ途ヲ講セシメラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和八年月日

貴族院議長 公爵德川 家達

内閣總理大臣子爵齊藤實殿

意見書案

子爵野村益三呈出

東京市赤坂區溜池町帝國水產會會長

右ノ請願ハ保險制度ノ未漁船保險ニ適切

ナラサル爲漁船ハ漁業者ノ重要財産ナル

ニ拘ラス其ノ安全保證トシテ現在保險ヲ

利用セルモノ僅少ナルニ依リ政府ニ於テ

漁船保險制度ヲ確立ヲ圖ラレタシトノ旨趣

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 御異存ゴザイマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

メマス

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 第二十マデ請願、會議

意見書案

子爵野村益三呈出

東京市赤坂區溜池町帝國水產會會長

右ノ請願ハ一時金發兵ニ關シ恩給法中改正ノ件

東京市赤坂區溜池町帝國水產會會長

子爵野村益三呈出

右ノ請願ハ一時金發兵ニ關シ恩給法中改正ノ件

東京市赤坂區溜池町帝國水產會會長

ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

昭和八年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

安塚稅務署復活ニ反対ノ件

新潟縣東頸郡牧村長江口覺太郎外十  
二名呈出

右ノ請願ハ新潟縣東頸城郡安塚村ノ安塚  
稅務署ハ曩ニ整理ノ爲廢止セラレタルモ  
近者復活ノ議アルヤニ聞ク然ルニ其ノ管  
轄區域ナル東頸城郡ノ住民ハ交通上却テ  
現在ノ高田稅務署ヲ至便トスルニ依リ復  
活ナキヤウセラレタシトノ旨趣ニシテ貴  
族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議  
決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊  
及送付候也

昭和八年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

林道開設助成ノ件  
東京市赤坂區溜池町全國山林會聯合  
會頭子爵東園基光呈出

右ノ請願ハ荒廢林野ニ對スル治水計畫ハ  
昭和九年度ヲ以テ大部分終了セラルルヤ  
ニ聞クモ尙引續キ若ハ新ニ施工ヲ要スル  
モノ尠カラサルニ依リ第二次治水ノ計畫  
ヲ樹立セラレ一面慘憺タル洪水汎濫ノ主  
因ヲ除去スルト共ニ他面疲弊セル農山村  
經濟ニ寄與スルヤウ實行セラレタシトノ  
旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇ス  
ヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五  
條ニ依リ別冊及送付候也

昭和八年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

山口縣德佐、高森間鐵道敷設ノ件  
山口縣玖珂郡高森町長三戸熊太外五  
名呈出

右ノ請願ハ山口縣鐵道德佐驛ヨリ山口縣  
玖珂郡高森町ニ至ル鐵道ヲ敷設スルハ當  
ニ沿線地方ニ於ケル豐富ナル資源ヲ開發ス  
ルミナラス他日未成線鐵道岩德線鐵道、  
豫定線鐵道大井、德佐間鐵道等完通ノ曉  
ハ萩港ノ發展ト相俟テ遠々朝鮮及滿蒙等  
ニ連絡スル捷徑トシテ軍事上亦須要ノ線  
路ナルニ依リ速ニ之ヲ實現セラレタシト

付候也

昭和八年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

北海道標茶、標津間鐵道敷設ノ件  
北海道川上郡標茶村平民農五十嵐忠  
作外千四百八十六名呈出

右ノ請願ハ北海道標茶驛ヲ起點トシ  
未成線鐵道標津線鐵道標津ニ至ル鐵道ヲ  
敷設スルハ根室、釧路兩原野ノ資源ヲ開發  
スルノミナラス標津港ノ完成等ト相俟テ裨  
益スル所大ナルニ拘ラス近者弟子届ヲ起  
點トセラルヤニ聞クモ斯クテハ拓殖進

展上甚遺憾ナルニ依リ速ニ之ヲ實現セラ  
レタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大  
體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院  
法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊  
及送付候也

昭和八年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

北海道江差、瀬棚間鐵道敷設ノ件

北海道爾志郡熊石村長大戸昇六外百  
七十六名呈出

北海道上川郡神樂村長前田利濟呈出  
右ノ請願ハ北海道ニ於ケル鐵道ハ沿  
町ヨリ瀬棚鐵道瀬棚驛ニ至ル鐵道ハ沿  
線地方ニ於ケル豊富ナル農產、林產及鐵  
產ノ資源ヲ開發スルノミナラス殊ニ漁業  
ノ發展ニ資スル所多ク且國防上亦重要ナ  
ルニ依リ之ヲ鐵道敷設法別表ニ編入シ速  
ニ敷設セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院  
ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致  
候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送  
付候也

昭和八年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

地種變更免租年期ニ關スル件

北海道上川郡神樂村長前田利濟呈出  
右ノ請願ハ北海道ニ於ケル御料地拂下地  
ハ開墾上ノ勞費寧ロ國有拂下地ヨリモ多  
大ヲ要シタルニ拘ラス地種變更ニ關シ免  
租年期延長ナキハ彼此權衡上遺憾ナルニ  
依リ國有拂下地ト等シク年期延長セラ  
ルヤウ速ニ地種變更免租年期ニ關スル  
法律第一條第一項第七號ノ次ニ「昭和二  
年法律第十八號御料地拂下地ノ地租及登  
錄稅免除ニ關スル件」ヲ加ヘラレタシト  
ノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇  
スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十  
五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和八年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

北海道江差、瀬棚間鐵道敷設ノ件

北海道爾志郡熊石村長大戸昇六外百  
七十六名呈出

北海道上川郡神樂村長前田利濟呈出  
右ノ請願ハ北海道ニ於ケル鐵道ハ沿  
町ヨリ瀬棚鐵道瀬棚驛ニ至ル鐵道ハ沿  
線地方ニ於ケル豊富ナル農產、林產及鐵  
產ノ資源ヲ開發スルノミナラス殊ニ漁業  
ノ發展ニ資スル所多ク且國防上亦重要ナ  
ルニ依リ之ヲ鐵道敷設法別表ニ編入シ速  
ニ敷設セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院  
ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致  
候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送  
付候也

昭和八年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

レタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大  
體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院  
法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和八年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

北海道江差、瀬棚間鐵道敷設ノ件

北海道爾志郡熊石村長大戸昇六外百  
七十六名呈出

北海道上川郡神樂村長前田利濟呈出  
右ノ請願ハ北海道ニ於ケル鐵道ハ沿  
町ヨリ瀬棚鐵道瀬棚驛ニ至ル鐵道ハ沿  
線地方ニ於ケル豊富ナル農產、林產及鐵  
產ノ資源ヲ開發スルノミナラス殊ニ漁業  
ノ發展ニ資スル所多ク且國防上亦重要ナ  
ルニ依リ之ヲ鐵道敷設法別表ニ編入シ速  
ニ敷設セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院  
ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致  
候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送  
付候也

昭和八年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

○議長(公爵徳川家達君) 日程第二十一日  
ヨリ第三十三マチ請願、會議

族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議

意見書案

トラホーム研究機關設置ノ件

東京市小石川區春日町財團法人日本

トラホーム豫防協會會頭河本重次郎

呈出

右ノ請願ハ曩ニトラホーム豫防法制定以

來當局ハ銳意同病ノ検診治療ヲ督勵セラ

ルルニ拘ラス罹患者ノ夥多ナル爲或ハ國

民ノ作業能力ヲ減殺シ或ハ海外移民ノ入

國ヲ禁止セラル等遺憾甚シキニ依リ速

ニ病原ノ探究、治療ノ改善其ノ他諸般ノ

學術的研究ヲ旨トスル國立トラホーム研

究機關ヲ設置セラレタシトノ旨趣ニシテ

貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト

議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別

冊及送付候也

昭和八年月日

貴族院議長 公爵徳川 家達

意見書案

内閣總理大臣子爵齊藤實殿

恩給法中改正ノ件

京都市中京區壬生松原町無職梶村萬

名古屋市中京區中田町平民無職兒玉

兼次郎外八名呈出

右ノ請願ハ恩給法第八十五條第一項ノ規

定期アル爲兩者ノ勤續年數相等シキニ拘ラ

ス一ハ在職年ノ中斷ニ依リ不利ナルニ反

シ他ハ其ノ通算ニ依リ有利トナリ相互恩

給額ニ著シキ差等ヲ生スルノ矛盾アルハ

彼此權衡上甚遺憾ナルヲ以テ同規定ヲ適

當ニ改正セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族

院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及

送付候也

昭和八年月日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣子爵齊藤實殿

意見書案

北陸線鐵道長濱驛改築ノ件

滋賀縣坂田郡長濱町長笛原司馬太郎

呈出

右ノ請願ハ北陸線鐵道長濱驛ハ舊時ノ建

築ニシテ其ノ設備不完全ヲ極メ且構内狹

隘ニシテ到底今日發展セル長濱町ノ關門

トシテ貨客吞吐ノ不便甚シキハ遺憾ナル

ニ依リ速ニ之ヲ改築擴張シテ以テ地方發

展ニ資セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院

候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送

付候也

昭和八年月日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣子爵齊藤實殿

意見書案

未成年者飲酒禁止法ノ改正法制定ニ反

對ノ件

京都市中京區壬生松原町無職梶村萬

名古屋市中南區中田町平民無職兒玉

兼次郎外十五名呈出

右ノ請願ハ恩給法第八十五條第一項ノ規

定期アル爲兩者ノ勤續年數相等シキニ拘ラ

ス一ハ在職年ノ中斷ニ依リ不利ナルニ反

シ他ハ其ノ通算ニ依リ有利トナリ相互恩

給額ニ著シキ差等ヲ生スルノ矛盾アルハ

彼此權衡上甚遺憾ナルヲ以テ同規定ヲ適

當ニ改正セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族

院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及

意見書案

秋田縣河邊郡濱田村商塚田長四郎外

五百九十名呈出

秋田縣仙北郡角館町商橋本與市郎外

四百三十九名呈出

秋田縣仙北郡藤木村農川越守固外五

百十九名呈出

島根縣松江市酒造業原田岩三郎外五

百四十九名呈出

島根縣松江市酒造業原田岩三郎外五

右ノ請願ハ飲酒ハ古來儀禮並慰安上效果

アルニ拘ラス單ニ過飲ノ弊害ノミヲ標榜

シテ之ヲ禁止セムトシ殊ニ二十歳乃至二

十五歳ノ者ニ對シテモ亦未成年者飲酒禁

止法ノ改正法律案ヲ提出セムトスルハ甚

遺憾ナルニ依リ同法案ハ之ヲ否決セラレ

タシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體

ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和八年月日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣子爵齊藤實殿

意見書案

未成年者飲酒禁止法ノ改正法制定ニ反

對ノ件

青森縣弘前市酒造業野村音次郎外百

五十三名呈出

鹿兒島市小川町工別府直次郎外五百

五十五名呈出

奈良縣生駒郡南生駒村工駒井藤平外

二百七十名呈出

秋田縣由利郡矢島町酒造業大井永吉

外六百二十五名呈出

意見書案

岡山縣久米郡加美村ニ津山區裁判所出

張所設置ノ件

岡山縣久米郡加美村長池上眞通呈出

通機關ノ發達ニ件ヒ登記事務激増セルニ

拘ラス管轄登記所ノミニテハ處理上支障

多ク住民ノ不便不利妙カラサルニ依リ加

美、打穴、三保及大塙和等ノ諸村ヲ管轄

區域トスル津山區裁判所出張所ヲ昭和八

年度ニ同村ニ設置セラレタントノ旨趣ニ

シテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモ

ノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依

リ別冊及送付候也

昭和八年月日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣子爵齊藤實殿

意見書案

動章年金及恩給受給者救濟ノ件

大阪市東區堂島町平民伏見辰三郎外

百九名呈出

大阪市東區東雲町平民商北辰次郎外

百七名呈出

大阪市東區谷町平民伏見辰三郎外

外百十四名呈出

右ノ請願ハ我國民中吃音ナルカ爲天賦ノ

能力ヲ發揮シ得サルモノ頗ル多數ナルニ

拘ラス之ニ對シ國家ノ救濟施設ナキハ吃音

者自身ノ不幸ナルノミナラス延々國家ノ

損失ナルニ依リ速ニ國費ヲ以テ吃音矯

正機關ヲ設置セラレタントノ旨趣ニシテ

貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト

意見書案

岡山縣久米郡加美村ニ津山區裁判所出

張所設置ノ件

岡山縣久米郡加美村長池上眞通呈出

通機關ノ發達ニ件ヒ登記事務激増セルニ

拘ラス管轄登記所ノミニテハ處理上支障

多ク住民ノ不便不利妙カラサルニ依リ加

美、打穴、三保及大塙和等ノ諸村ヲ管轄

區域トスル津山區裁判所出張所ヲ昭和八

年度ニ同村ニ設置セラレタントノ旨趣ニ

シテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモ

ノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依

リ別冊及送付候也

昭和八年月日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣子爵齊藤實殿

意見書案

動章年金及恩給受給者救濟ノ件

大阪市東區堂島町平民伏見辰三郎外

百九名呈出

大阪市東區東雲町平民商北辰次郎外

百七名呈出

大阪市東區谷町平民伏見辰三郎外

外百十四名呈出

右ノ請願ハ我國民中吃音ナルカ爲天賦ノ

能力ヲ發揮シ得サルモノ頗ル多數ナルニ

拘ラス之ニ對シ國家ノ救濟施設ナキハ吃音

者自身ノ不幸ナルノミナラス延々國家ノ

損失ナルニ依リ速ニ國費ヲ以テ吃音矯

正機關ヲ設置セラレタントノ旨趣ニシテ

貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト



東州トノ交易上亦資スル所勘カラサルニ  
依リ速ニ同港ヲ開港ニ指定セシメラレタ  
シトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ  
採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第  
六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和八年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案  
治療師法制定ノ件

東京市麹町區四番町平民秋山俊一郎

外二千三百十五名呈出

右ノ請願ハ療衛行爲ハ積年ノ功績ニ鑑ミ  
ルモ社會必然ノ要求ニ應スルモノナルニ  
拘ラス請願人等治療師ハ現在療衛行爲取  
締規則ト稱スル府縣令ニテ營業ノ取締ヲ  
受クルモ同規則ハ全國區區ニシテ或ハ内  
容ノ相違若ハ未發令ノ府縣アリテ營業上  
支障甚シキニ依リ速ニ全國ニ統一アル法  
令ヲ發布セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族  
院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決  
致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及  
送付候也

昭和八年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案  
小濱港修築ノ件

福井縣遠敷郡小濱町長谷口弘外三十  
二名呈出

右ノ請願ハ福井縣小濱港ハ夙ニ天與ノ良  
港ニシテ之カ修築ハ他日京若鐵道ノ開通  
ト相俟テ將來日滿交通上並產業發展上資

スルトコ多ナルノミナラス軍事上亦  
須要ナルニ依リ之ヲ實施セラレタシトノ  
旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇ス  
ヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五  
條ニ依リ別冊及送付候也

昭和八年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案  
支那杞柳輸入關稅ニ關スル件

兵庫縣城崎郡八條村農河本藤一郎外  
四十一名呈出

右ノ請願ハ我國ニ於ケル杞柳工業ハ從來  
順調ニ發達シ之カ原料杞柳ハ内地產ニ賴  
リ十分其ノ用ヲ充シ得ルニ拘ラス近時廉  
價兎惡ナル支那杞柳ノ輸入激増シ爲ニ製  
品ノ聲價共ニ失墜シ延テ生産者ノ脅威亦  
甚シキハ遺憾ナルニ依リ一貫ニ付金一圓  
以上ノ高率關稅ヲ課シテ輸入ヲ防止シ以  
テ内地產ヲ保護セラレタシトノ旨趣ニシ  
テ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノ  
ト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ  
別冊及送付候也

昭和八年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案  
國立種馬所設置ノ件

北海道網走郡網走町北見畜產組合長  
淺村貞輔外九千六百四十五名呈出

右ノ請願ハ累年ノ凶荒ニ惱ム北海道農村  
ノ匡救ニ關シ有畜農法特ニ馬產ノ獎勵ハ  
適切ノ對策ナルニ拘ラス現時種牡馬ノ頭  
數僅少ナルヲ以テ數多ノ蕃殖適齡牡馬ノ

種付不能ニ終レルハ國防上並產業上亦遺  
憾ナルニ依リ馬產ニ恰適セル網走支廳管  
内ノ相當箇所ニ國立種馬所ヲ設置セラレ  
タシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體  
ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ  
議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和八年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案  
神嘗祭日遙拜式舉行ノ件

京都市伏見區桃山町平民川名和歌呈  
出

右ノ請願ハ恭シク惟ルニ神嘗祭ハ先ツ大  
祖ニ新穀ヲ奉獻シ上皇室ヨリ下萬民カ大  
御神ノ御靈ヲ欽仰シ奉ルヘキ重要  
祭日ニ拘ラス往往其ノ趣旨ヲ學校ノ兒童  
生徒ニ徹底的體得セシムルノ途ニ缺クル  
モノアルハ國民精神教化上甚遺憾ナルニ  
依リ同祭日各學校ニ於テ伊勢神宮遙拜式  
ヲ舉行セシメラレタシトノ旨趣ニシテ貴  
族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議  
決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊  
及送付候也

昭和八年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案  
北海道標茶、標津川鐵道敷設ノ件

北海道標津郡標津村商佐々木源太郎  
外百六十九名呈出

右ノ請願ハ釧網線鐵道標茶驛ヨリ標津郡  
中標津ニ至ル鐵道ヲ敷設スルハ根室原野  
ニ拘ラス高等海員養成機關トシテハ僅ニ  
二ノ官立高等商船學校ノミ他ハ悉ク公立  
商船學校ニシテ其ノ卒業後ハ向上ノ途ヲ

路ナルニ拘ラス今尙機能不十分ナル根室  
殖民軌道ニ賴ラサルヘカラサルハ產業交  
通並拓殖上遺憾ナルニ依リ速ニ之ヲ實現  
セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意  
ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ  
議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和八年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案  
傷痍軍人待遇改善ノ件

北海道紋別郡瀧上村平民石立芳太郎  
外五十八名呈出

右ノ請願ハ曩ニ傷痍軍人特別扶助令ノ制  
定アルモ未一時金廢兵中ノ重症者ニ對シ  
永續的優遇ナキニ依リ速ニ兵役義務者及  
廢兵待遇審議會答申案中ノ一時金廢兵ニ  
對シ恩給ノ制定並鐵道乘車ノ特典付與等  
ヲ講セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ  
願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候  
因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付  
候也

昭和八年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案  
高等海員教育機關設置ノ件

神戸市神戸區明石町平民吉森良次呈  
出

右ノ請願ハ海運ノ發展ヲ圖ルハ我國ニ於  
ケル產業上並軍事上寔ニ當面ノ急務ナル  
ニ拘ラス高等海員養成機關トシテハ僅ニ  
二ノ官立高等商船學校ノミ他ハ悉ク公立  
商船學校ニシテ其ノ卒業後ハ向上ノ途ヲ

